

## 建設現場の合同パトロールを実施

大淀労働基準監督署

11月11日、奈良県五條建設業協会、奈良県五條土木事務所そして五條市役所と合同で、奈良県が発注する建設現場に対し安全パトロールを実施しました。

パトロールでは、各現場とも重機による掘削作業が多くを占めていることから、

**墜落・転落の防止**  
**作業員と重機による接触の防止**  
**作業員の安全通路の確保**  
**資格者の配置と重機の点検状況**



を重点的に確認しました。

そしてパトロール終了後、各現場の好事例や改善すべき事項を説明し、メンバー全員でパトロール結果を共有しました。

大淀署管内を発生場所とする死亡災害は、現在までに4件も起きており（H26.1.1～H26.11.30.）このうち3件は建設業関連で発生しています。また、建設業で発生した休業4日以上の死傷災害の件数は32件（10月末現在）で、前年同月比で5件増加しています。

これから年末を迎えることとなりますが、年末は仕事の区切りをつけるために作業量が増加し、現場への入場者数も増えることから、例年、労働災害が増加する傾向にあります。

そのため、各現場におかれましても、日々の現場巡視や店社による安全パトロールを強化していただき、無事故で明るい新年を迎えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

### ヘルメットについて

普段、皆さんが使用しているヘルメットは、

- 「飛来・落下物用」 飛来・落下物から頭部を保護する
- 「墜落時保護用」 墜落などによる頭部の損傷を軽減する
- 「電気用帽子」 使用電圧7000ボルト以下で頭部感電を防止する

と種類が分かれています。そして「保護帽の規格」により、必要な構造、性能等が定められ、登録型式検定機関が行う型式検定を受けて合格したものでなければ、貸与したり、使用してはならないことになっています（合格品には「労・検」のラベルが貼られています）。

ヘルメットは命を守る大切な保護具です。メーカーの取り扱いマニュアルに従って、その性能が発揮できるものを使用してください。